

無線従事者規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

(ゴシック体は電波監理審議会への必要的諮問事項)

○無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第五章 免許</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第四十六条 免許を受けようとする者は、別表第十一号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならぬ。ただし、無線従事者の免許を受けていた者が、当該免許を取り消された後に再免許の申請を行うときは、第一号(その後氏名に変更を生じた場合を除く。)及び第四号から第六号までの書類の添付を要しない。</p> <p>一 氏名及び生年月日を証する書類</p> <p>二 (略)</p> <p>三 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三〇ミリメートル、横二四ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものとす。第五十条において同じ。)一枚</p>	<p>第五章 免許</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第四十六条 免許を受けようとする者は、別表第十一号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならぬ。ただし、無線従事者の免許を受けていた者が、当該免許を取り消された後に再免許の申請を行うときは、第一号(その後氏名に変更を生じた場合を除く。)及び第四号から第六号までの書類の添付を要しない。</p> <p>一 氏名及び生年月日を証する書類</p> <p>二 (略)</p> <p>三 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦四五ミリメートル、横三五ミリメートルのもの(第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士の資格に係るもの)にあつては、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三〇ミリメートル、横二四ミリメー</p>

四〇七（略）

2 免許を受けようとする者は、前項ただし書の場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、前項第一号の書類の添付を要しない。

一 総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事（同法第三十条の十第一項第三号の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合には、指定情報処理機関）から免許を受けようとする者に係る本人確認情報の提供を受けるとき。

二 免許を受けようとする者が他の無線従事者免許証の交付を受けており、当該無線従事者免許証の番号を前項の申請書に記載するとき。

三 免許を受けようとする者が電気通信事業法第四十六条第三項の規定により、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けており、当該電気通信主任技術者資格者証の番号を前項の申請書に記載するとき。

四 免許を受けようとする者が電気通信事業法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項の規定により、工事担任者資格者証の交付を受けており、当該工事担任者資格者証の番号を前項の申請書に記載するとき。

第四十八条及び第四十九条 削除

トルのもの）で、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものである。第四十九条及び第五十条において同じ。）一枚
四〇七（略）

2 免許を受けようとする者は、前項ただし書の場合を除き、総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事（同法第三十条の十第一項第三号の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合には、指定情報処理機関）から当該者に係る本人確認情報の提供を受けるときは、前項第一号の書類の添付を要しない。

第四十八条 削除

(免許証の訂正)

第四十九条 無線従事者は、氏名に変更を生じたときは、別表第十一号様式の申請書に免許証及び写真一枚（法第四十条第一項各号に掲げる資格のうち第一級陸上無線技術士及び第二級陸上無線技術士以外の資格に係る申請の場合に限る。）並びに氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。ただし、次条の規定による免許証の再交付を受けることを妨げない。

2 総務大臣又は総合通信局長は、前項の免許証の訂正に代えて、新たな免許証の交付をすることができる。

(免許証の再交付)

第五十条 無線従事者は、免許証を汚し、破り、又は失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、別表第十一号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- 二 写真一枚
- 三 氏名の変更の事実を証する書類（前条第一項に規定する場合に限る。）

(免許証の再交付)

第五十条 無線従事者は、氏名に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、別表第十一号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- 二 写真一枚
- 三 氏名の変更の事実を証する書類（氏名に変更を生じたときに限る。）

別紙第十一号様式 (第 4 6 条、第 5 0 条関係)

別紙第十一号様式 (第 4 6 条、第 4 9 条、第 5 0 条関係)

第 1 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空無線通信士の資格の免許を受けようとする者、免許証の訂正の申請をしようとする者又は免許証の再交付の申請をしようとする者

(様式 略)

第2 第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士の資格の免許を受けようとする者、免許証の訂正の申請をしようとする者又は免許証の再交付の申請をしようとする者

(様式 略)

第3 第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士又は第四級アマチュア無線技士の資格の免許を受けようとする者、免許証の訂正の申請をしようとする者又は免許証の再交付の申請をしようとする者

(様式 略)

別紙第十三号様式 (第 4 7 条関係)

(表面)

無線従事者免許証

(資格別の名称)
(英語による資格別の名称) (注 1)

免許証の番号
Licence No. (注 1)

免許の年月日
Date of licence grant (注 1)

氏名
Name (注 1)

生年月日
Date of birth (注 1)

上記の者は、無線従事者規則により、上記資格の免許を与えたものであることを証明する。
(注 2)

交付年月日
Date of issue (注 1)

総務大臣 (注 3)

印

54 ミリメートル

88 ミリメートル

(裏面)

(英語による訳文) (注 1)

Signature of the
holder of the licence (所持人自署) (注 4)

(注意事項)

注 1 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線

技士又は航空無線通信士の資格を有する者に交付する免許証

別紙第十三号様式 (第 4 7 条関係)

第 1 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空無線通信士の資格を有する者に交付する免許証

(様式 略)

技士、航空無線通信士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士又は第四級アマチュア無線技士の資格を有する者に交付する免許証の場合に限る。

注2 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空無線通信士の資格の別に、次に掲げる事項を記載する。

(1) 第一級総合無線通信士

この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する無線通信士一般証明書、第一級無線電子証明書並びに航空移動業務及び航空移動衛星業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。

(2) 第二級総合無線通信士

この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する第二級無線電信通信士証明書、制限無線通信士証明書並びに航空移動業務及び航空移動衛星業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。

(3) 第三級総合無線通信士

この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する無線電信通信士特別証明書及び無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。

(4) 第一級海上無線通信士

注1 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空無線通信士の資格の別に、次に掲げる事項を記載する。

(1) 第一級総合無線通信士

この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する無線通信士一般証明書、第一級無線電子証明書並びに航空移動業務及び航空移動衛星業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。

(2) 第二級総合無線通信士

この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する第二級無線電信通信士証明書、制限無線通信士証明書並びに航空移動業務及び航空移動衛星業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。

(3) 第三級総合無線通信士

この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する無線電信通信士特別証明書及び無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。

(4) 第一級海上無線通信士

<p>この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する第一級無線電子証明書に該当することを証明する。</p> <p>(5) 第二級海上無線通信士</p> <p>この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する第二級無線電子証明書に該当することを証明する。</p> <p>(6) 第三級海上無線通信士</p> <p>この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する一般無線通信士証明書に該当することを証明する。</p> <p>(7) 第四級海上無線通信士</p>	<p>この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する第一級無線電子証明書に該当することを証明する。</p> <p>(5) 第二級海上無線通信士</p> <p>この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する第二級電子証明書に該当することを証明する。</p> <p>(6) 第三級海上無線通信士</p> <p>この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する一般無線通信士証明書に該当することを証明する。</p> <p>(7) 第四級海上無線通信士</p>
<p>この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。</p> <p>(8) 第一級海上特殊無線技士</p> <p>この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する制限無線通信士証明書に該当することを証明する。</p> <p>(9) 航空無線通信士</p> <p>この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する航空移動業務及び航空移動衛星業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。</p>	<p>この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。</p> <p>(8) 第一級海上特殊無線技士</p> <p>この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する制限無線通信士証明書に該当することを証明する。</p> <p>(9) 航空無線通信士</p> <p>この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する航空移動業務及び航空移動衛星業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。</p>
<p>注3 <u>第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士、第三級アマチュア</u></p>	<p>2 <u>第一級海上特殊無線技士の資格を有する者に交付する免許証の場合、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）とする。</u></p>

ユア無線技士又は第四級アマチュア無線技士の資格を有する者に交付する免許証の場合は、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）とする。

注4 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空無線通信士の資格を有する者に交付する免許証の場合に限る。

第2 第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士の資格を有する者に交付する免許証
(様式 略)

第3 第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士又は第四級アマチュア無線技士の資格を有する者に交付する免許証
(様式 略)

注1 第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士、第三級アマチュア無線技士又は第四級アマチュア無線技士の資格を有する者に交付する免許証の場合は、施行

	<p><u>規則第 5 1 条の 1 5 第 1 項に規定する所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）とする。</u></p> <p><u>2 用紙の表面及び裏面に無色透明の薄板を接着させる。</u></p>
--	--